

《市外の地域密着型サービスを利用する場合の注意点》

地域密着型サービスの利用は、原則としてその所在地自治体の介護保険被保険者に限られます。市外の地域密着型サービス事業所を利用するには、自治体間の同意の手続きを経た上で、西東京市と地域密着型サービス事業者間での指定手続が必要となります。この指定手続がないまま利用してしまうと、介護保険の適用ができず、全額自己負担になる場合がありますのでご注意ください。市外の地域密着型サービス事業所の利用を検討の際には、西東京市との指定手続が済んでいるかどうか、利用を検討している事業所や担当のケアマネジャーの方等に事前にご確認ください。

なお、下記の自治体とは、地域密着型通所介護事業所の利用に関する協定を結んでおり、自治体間の同意の手続が割愛できます。ただし、西東京市と地域密着型通所介護事業所間での指定手続は必要となりますので、利用を検討の際には、西東京市との指定手続が済んでいるかどうか、利用を検討している事業所や担当のケアマネジャーの方等に事前にご確認ください。

地域密着型通所介護事業所の利用に関する協定を結んでいる自治体	武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、練馬区
--------------------------------	-------------------------